○農林水産省告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市西祖谷山村一字三一六、三三二、三三三、三六二、三六二の二、三六三の五、三六三の一〇、四三五、四三六の一から四三六の三まで、四三九、西祖谷山村後山一三四の一、一三四の二、一三四の五、一三四の六、西祖谷山村後山向四一の一、四一の二、西祖谷山村徳善五二の二、五三の一、西祖谷山村徳善西二八の一、二七五の三、二九六の一から二九六の四まで、二九七の一から二九七の五まで、二九八の一から二九八の六まで、二九九の一から二九九の五まで、三〇〇の一から三〇〇の四まで、三〇一の一から三〇一の七まで、三〇二の一から三〇二の三まで、三〇三の一から三〇三の三まで、三〇四の一から三〇四の五まで、三〇五の一から三〇五の五まで、三〇六の一から三〇六の四まで、三〇七の一から三〇七の五まで、三〇八の一から三〇八の五まで、三〇九の一から三〇九の五まで、三一〇の一から三一〇の四まで、三一一の一から三一一の四まで、三一二の一から三一二の四まで、三一三の一から三一三の四まで、三一四の一から三一四の四まで、三一五の一から三一五の四まで、三一六の一から三一六の五まで、三一七の一から三一七の四まで、三一八の一から三一八の三まで、三一九の一から三一九の三まで、三二〇の一から三二〇の四まで、三二一の一から三二一の五まで、三二二の一から三二二の四まで、三二三の一から三二三の四まで、三二四の一から三二四の三まで、三二五の一から三二五の三まで、三二六の一から三二六の四まで、三二七の一から三二七の四まで、三二八の一から三二八の五まで、三二九の一から三二九の五まで、三三〇の一から三三〇の四まで、三三一の一から三三一の三まで、三三二の一から三三二の四まで、三三三の一から三三三の四まで、三三四の一から三三四の七まで、三三五の一から三三五の四まで、三三六の一から三三六の三まで、三三七の一から三三七の三まで、三三八の一、三三八の二、三三九の一から三三九の三まで、三四〇、三四一の一、三四一の二、三四二の一から三四二の三まで、西祖谷山村東西岡一三の一、一三の四、一五の三、西祖谷山村ふしろ山一の四、一の六から一の六〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十三日

農林水産大臣　森山　裕